

市民農園利用契約書（参考）

この契約書は、（以下「甲」という。）が開設する市民農園において、利用契約者（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

（総則）

第1条 乙は、適正で秩序ある家庭菜園の維持・管理をするものとする。

（対象農地）

第2条 本契約の対象となる農地は、次のとおりとする。

農地

所在地

地目

面積

約 m<sup>2</sup>（ 番区画）

（目的）

第3条 乙は、農業者以外の者が野菜や花卉等を栽培し、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、対象農地を利用する。

（利用条件）

第4条 利用条件は、次のとおりとする。

（1） 本契約期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日とする。

（2） 利用料は、1区間 円／年額とする。ただし令和 年 月 日から令和 年 月 日は、 / の額（ ）とする。尚、利用料の見直しはその都度甲、乙協議して定める。

（利用料の支払）

第5条 乙は、利用料を毎年 月末日に甲の指定する口座に振り込むものとする。

（禁止行為）

第6条 乙は、菜園等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 建物および工作物を設置すること。
- （2） 営利を目的として作物を栽培し、販売すること。
- （3） 永年性作物（樹木、果樹）の栽培をすること。
- （4） 菜園を転貸すること。
- （5） その他菜園の運営目的に反すること。

（利用農地の返還）

第7条 乙は、第4条第1項第1号の規定により本契約期間が経過したときは、原状に復し返還する。

（その他）

第8条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約として、本書二通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲（開設者）

乙（利用者）